

## 平成21年西東京市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 平成21年11月24日（火）  
開会 午後2時06分 閉会 午後2時29分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 沼 本 禧 一  
委 員 角 田 富美子  
委 員 森 本 寛 子  
教 育 長 野 崎 芳 昭
- 5 欠席委員 委 員 宮 田 清 蔵
- 6 出席職員 教 育 部 長 高 根 和 孝  
教育部特命担当部長 二 谷 保 夫  
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉  
学 校 運 営 課 長 山 本 一 彦  
教育部副参与兼教育指導課長 前 島 正 明  
教育相談担当課長 南 里 由美子  
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之  
指 導 主 事 山 縣 弘 典  
指 導 主 事 宮 城 洋 之  
指 導 主 事 西 川 幸 延  
教育部参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳  
公 民 館 長 相 原 昇  
教育部参与兼図書館長 小 池 博  
教育部主幹（図書館） 奈 良 登喜江  
教育部主幹（公民館） 山 本 茂
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美  
教育企画課企画調整係 坂 本 義 隆
- 7 傍聴人 0人

平成21年西東京市教育委員会第11回定例会議事日程

日 時 平成21年11月24日（火） 午後 2 時00分から  
会 場 防災センター 6 階 講座室 2

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 議案第 47号 教育財産の処分について（申出）

第 3 報 告 事 項 (1) 東京都教育委員会表彰等について  
(2) 平成20年度不登校対策について（報告）

第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 1 1 回定例会  
( 1 1 月 2 4 日 )

## 午後 2 時 0 6 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 2 1 年西東京市教育委員会第 1 1 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 4 7 号 教育財産の処分について（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第 4 7 号 教育財産の処分について（申出）、の提案理由を御説明申し上げます。

東伏見小学校北側部分の石神井川河川改修に伴い、校地の一部を東京都へ売却するため、教育財産を処分する必要が生じたものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

山本学校運営課長 それでは、議案第 4 7 号 教育財産の処分について（申出）、について、教育長の提案理由に補足して、御説明いたします。

本議案は、東京都の河川改修事業に伴い、西東京市立東伏見小学校用地 9 9 4 . 8 1 平方メートルを教育財産から切り離して、河川拡幅のために東京都へ売却するために、市の財産に戻すものでございます。

財産処分の予定地は、東伏見小学校校地の北側で石神井川に面した西東京市東伏見六丁目 2 8 8 番地の 5 及び 2 9 9 番地の 2 のうちの一部であり、処分後の校地面積は 1 万 2 , 8 3 9 . 7 平方メートルとなります。

恐れ入りますが、資料を 1 枚おめくりください。

緑の部分が今回の対象地となります。処分地内には、児童青少年課所有の東伏見学童クラブ、管財課所有のボーイスカウト倉庫、社会教育課所有の埋蔵物保管倉庫として使用している施設がございますが、今後移設をする予定となっております。

以上で補足説明といたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第 4 7 号 教育財産の処分について（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第 3 報告事項、を議題といたします。質疑は後ほど一括して行います。報告事項の説明を求めます。

まず、東京都教育委員会表彰等について。

櫻井教育企画課長 それでは、東京都教育委員会表彰等につきまして御報告いたします。資料の「東京都教育委員会表彰等について」を御覧ください。

まず、1番目の表彰についてでございますが、東京都教育委員会が都内の公立学校等を対象に、児童・生徒の健康づくりについてすぐれた功績や特色ある活動をしている学校等を対象に、表彰を行っているものでございます。今年度は、学校給食分野の健康づくり優秀学校といたしまして、栄小学校が表彰されております。

続きまして、2の感謝状でございますが、東京都教育委員会が都内の公立学校における学校活動の支援及び地域における児童・生徒の育成活動を続けている団体・個人に対しまして感謝状を贈呈しているものでございます。今年度は、学校安全支援部門といたしまして、保谷第二小学校安全連絡会及び本町小学校の防犯ネットワークに対しまして感謝状が贈呈されております。

また、教育活動支援部門といたしましては、泉小学校での本の読み聞かせやパネルシアター等をされております松井悦子様に対しまして感謝状が贈呈されております。

表彰並びに感謝状ともに11月7日に東京都庁におきまして贈呈式が行われております。

報告につきましては以上でございます。

竹尾委員長 次に、平成20年度不登校対策について。

南里教育相談担当課長 平成20年度不登校対策について御報告いたします。資料を御覧ください。

不登校対策につきましては、以前より学級担任を中心に、各学校において取り組んでいたところでございます。また、生活指導主任会、保健主任会、教育相談担当者連絡会等におきましても情報交換を図りまして、対応について検討してまいりました。このような中、西東京市では、平成19年度より不登校対策委員会を設置いたしまして、組織的な不登校対策といたしまして中1不登校未然防止の取り組みを始めました。この取り組みは、小学校6年生から中学校1年生にかけて不登校の子どもが急増するということ。また、その子どもの多くが小学校時代に不登校を経験しているという国が出しました調査報告に基づきまして、同様の傾向にあります西東京市においても取り組むこととしたものでございます。具体的には、欠席状況分析シートによりまして、「不登校経験あり群」となった児童について、小学校が小中連携シートを作成いたしまして、生活面や健康面での様子などを記載した基礎情報を中学校に引き継ぎます。中学校ではこれらの情報をもとに、特に中1の1学期及び夏季休業中をポイントに、対人関係や学習面への配慮等を行います。また、月の欠席日数が2日となった段階で対応チームを発足させまして、担任1人が抱え込むことのないよう、組織として取り組むものでございます。不登校対策委員会では、これらのシートを資料といたしまして、小中でブロック会を組ましまして情報交換を行っております。

不登校対策委員会については、資料の2番でございます。平成20年度は不登校対策委員会を4回開催いたしました。委員からは、欠席をし始めた段階で児童・生徒への意識が高まり、早期発見につながった事例がある、ですとか、4月の会議で小学校との情報交換ができたので、中1の欠席し始めに対応することで現在も登校している事例がある、また、担任と生徒との信頼関係につながった等の報告も受けております。

これらの積み重ねによりまして、不登校対策の効果が得られるものと考えてはおりますが、平成20年度の東京都調査、資料の裏面、3番でございます。この調査によりまして、残念ながら平成19年度に比べまして20年度の数値、特に中学校の出現率が上がっております。本調査における不登校の定義とは、病気または経済的理由以外によりまして年間で30日以上欠席した状態をいいます。また、この不登校者数には適応指導教室・スキップ教室に通っている児童・生徒も含まれますので、実際にはスキップ教室に毎日通っていても在籍校では不登校の数にカウントすることになります。ちなみに西東京市では、不登校児童・生徒の約3割が適応指導教室に通っております。

調査では、平成20年度の中学校不登校生徒数は、平成19年度比9人増となっております。これを各校に平均化したとしますと、各中学校1名程度の増となります。この状況について一定の傾向というものを見出すのはなかなか難しいものでございます。個々の事例を見ますと、小6から中1にかけて不登校が解消されて、現在も中学校に通っている事例もございますけれども、また一方で、不登校の状態でも市外から市内にそのまま転校いたしました例や、また同様の状況で私立から転校したという事例も重なりまして、結果としては数字として増えたケースもございます。

また、家庭環境等によりまして不登校が長期化しているというケースも実際にはございます。不登校対策につきましては、気づきや対応が早くなるですとか、連携がとりやすい状況になるということだけでなく、またそれが数字となってあらわれてくるということも大切であると認識しております。中1不登校未然防止の取り組みは、今年度で実施から3年目を迎えて、一定の節目と考えております。引き続き、未然防止の取り組みを行っていくとともに、この間の成果や、また課題等について今後検証したいと考えております。

以上です。

竹尾委員長 報告事項が終わりました。質疑を行います。

森本委員 不登校児童についてなんですけれども、今こうやって活動されていることと、ニコモルームがありますよね、このニコモルームとの連携みたいなものは何かあるんでしょうか。

南里教育相談担当課長 この対策とニコモルーム等との連携についてですけれども、連携体制はとっております。具体的には、適応指導教室も連携体制の一部であるんですけれども、先生方、スクールカウンセラーや養護の先生を通しまして、スキップ教室につなげたり、またニコモルームのほうで対応した事例というのも1件ではございますが、今後とも、また学校の先生方、教育相談センター、適応指導教室、ニコモルーム等と連携をとりながら、不登校対策に取り組んでいきたいと考えております。

森本委員 あと、今現在、ニコモルーム自体の活動状況というんですか、どれくらい利用されているかというものはわかりますか。

南里教育相談担当課長 ニコモルームの利用状況なんですけれども、一応登録者数というのがございまして、現時点で私が把握している中では20名弱、18、9名だと思っておりますけれども登録しております。その中で、一応保護者の方等が終結したということで終わったという事例が数件ございます。継続的に保護者の方が相談に来たり、本人が相談に来たり、

また、居場所づくりということですので、そのニコモルームを活用している子どもたちも数名います。保護者等を含めると10名弱になると思います。それ以外に、一応登録はしてあるけれども、まだこちらのほうに来る時期ではないということで登録だけで、例えばこちらのお便りですとかそういうものを配付しているというものが何件かございます。

以上が現状でございます。

森本委員 ありがとうございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 小学校6年生から中学1年にかけて不登校の子どもが急増するという、もう少し詳しくお願いできますか。中学1年になって急増するんじゃないで、6年生から急増してくるというその原因とその状況等々がわかればちょっと教えていただきたいんですけど。

南里教育相談担当課長 小学校6年から急増するというのではなくて、小学校6年のときは不登校状況だったりしても一定程度学校に行けているようなお子さんが、やはり中学校1年に入った段階で、その入った当初は環境等も変わりますし、その場では学校に出席するという状況はあるんですが、その後すぐに不登校傾向となってしまって、それが長期化するという中で、やはりその生活環境の変化等で不登校者数が中1の時点で増えるという傾向はございます。

角田委員 小学校6年生のときにはそんなに長期に休まなかった子どもが、中学に入ると急増するということですか。

南里教育相談担当課長 そうですね。確かに小学校時代は不登校経験ありということで長期化しないまでもぼつぼつと休んでいるような状況があったり、その中でも長期化しているというか、なかなか学校に来られないお子さんというのも実際にはあることはあります。ただ、中学という環境の変化の中で、不登校となるお子さんというのも確かにあるんですね。ただ、その当初のつまずきの中でそれが深刻化してしまって継続して不登校になる、そういうケースは多々ございます。

角田委員 もう一ついいですか。先ほど、その原因に経済的というものがありましたけど、小学校も中学校も義務教育で、そんなにお金は学校にはかからないと思うんですが、その経済的に学校に行かれないというのはどういう意味なのか、ちょっと教えてください。

前島教育指導課長 先ほど申し上げたのは、長期欠席者、30日以上欠席した者の中で経済的な理由と病気の理由を除いた者が不登校とされているという説明をしたので、不登校が経済的なものということではないんです。そういうことで説明をしたところでございます。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 不登校対策で、今言ったように小学校6年から中学校1年にかけて急増するというのは、その対策として個々の子どもに対しての対策もあると思うんですが、小学校の指導のやり方と中学校の指導のやり方にかなり差があるという、まあ言葉はちょっと悪いんですけども、やり方に違いがあると思うんですね。だから、その小学校の先生と中学校の先生とが、特に小学校6年と中学校1年の間の指導のやり方をお互いに工夫をしていくことがやっぱり大事なんじゃないかなと。一人ひとりの子どもに視点を当てることも大事ですけども、

指導のやり方についての研究を深めていくことのほうがむしろ大事ではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

石井統括指導主事 御指摘のとおりだと思っております。その点に関しまして小中連携の研究指定校がございまして、これは本町小学校と保谷中学校、今年度は東小学校と明保中学校で行っておりますが、実際そこで教員間が指導のやり方を見たり、確かに6年生が早目に中学校へ行ってどんな授業をやっているのかを見たりすることが、今非常に有効だということがわかってきておりますので、またその方向も広げたいと考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 もう一ついいですか。先ほどニコモルームの話が出ましたけれども、あれができたときにはかなり宣伝があったと思うんですけども、それ以後あんまりニコモルームという言葉が聞かないような感じがするんですけども、やっぱりそういうPRのほうもぜひお願いしたいなと思います。

南里教育相談担当課長 定期的にニコモニュースというものを出してございまして、それは関係機関ですとか庁内外含めてPRしております。また、その他の方法があるかどうか検証しながらやってまいりたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結いたします。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第4 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑を受けます。

沼本委員 感想ですけども、この間、泉小学校で研究発表会がありましたけれども、あの参加者の中で、小学校や中学校のOBの先生方がかなり参加していて、ああいうところで会を盛り上げてくれているんだなということで、ほかの研究発表会に行くと、あんまりOBの先生方は参加なさっていないようですけれども、本市はこの間の泉小学校だけではなくて、いろんな場面でOBの先生方がいろいろ参加をしてくれて力づけてくれるという、非常にうれしいことでありますし、感謝したいなというふうに思っています。

以上です。

竹尾委員長 何か、今の沼本委員の意見につきましてお話をすることがありましたらどうぞ。

特にございませんか。ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 もう一ついいですか。インフルエンザのほうの傾向について現在どういうふうになっているか、ちょっと現況をお話ししてください。

山本学校運営課長 新型インフルエンザの関係につきましては、既に小中学校の児童数の約3割程度が罹患している状況となっております。国の予想では2割というふうに言われておりましたが、既に3割ぐらいの罹患率となっております。既に学級閉鎖等の場合については翌日から4日間ということでガイドラインに沿って実施してきたところでありますが、同じクラスで例えば2回とか3回とかというようなケースが見えるようになってまいりましたので、今後この辺の問題につきましては罹患率等の問題もありますので、学校側あるいは学校



医の先生方とも意見を調整する中で、今後ガイドラインの運用について少し考えていかなければいけない時期かなというふうに考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 私が質問してもいいですか。

今のような状況で、学級閉鎖とか学年閉鎖とか学校閉鎖があったときに、所定の授業日数の確保というのは、それはどうでございますか。

前島教育指導課長 先日も校長会でいろいろ授業時数の確保についてお話をしたところでございます。

まず一つは、年間の授業時数というのは学習指導要領の附則で決まっております。それをできるだけ確保してもらうために、年間を通して余剰時数という、授業で何か学級閉鎖等があったときのためにとってある部分があります。まず、その活用が考えられると。二つ目は、今の5時間目で終わっていたところを6時間目をするとか、5時間で終わっていたところを少し、ぶら下げるといいうんですけれど、授業を週の時間を少し増やして、その分授業時数を確保するという方法。あと3つ目としては、面接をしたり家庭との相談をする、3者面談をしたりするその期間とか時間を短くして、その分授業時数に充てるというような取り組みですね、行事等を工夫しながら時間を確保するというその3つでとりあえずお願いをしているところでございます。

ただ、学級閉鎖が行われて、その後に学年や学校閉鎖が行われているような場合もありますので、そういったときについては土曜日の授業や、あるいは長期休業ですね、もう冬休み、春休みしかないんですけれど、そのときに授業を行うということも場合によっては必要になってくるだろうと。そのときには、教育委員会の事務局、教育指導課のほうとよく連携をしながら、子どもたちの負担にならないような日程のところでは授業時数を確保していただきたいというふうにお申ししたところでございます。

竹尾委員長 どうもありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結いたします。

以上でその他、を終わりといたします。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 2 9 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員